特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
18	児童扶養手当に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

筑西市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの 取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等 の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏え いその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、 もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣 言する。

特記事項

児童扶養手当に関する事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正な使用等への対策として、事業者選定の際に事業者のセキュリティ体制を確認し、併せて個人情報、秘密保持に関して契約に含めることとしている。

評価実施機関名

筑西市長

公表日

令和5年7月21日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	・児童扶養手当法等の規定に則り、認定業務、支給要件確認業務、支給業務、申請受理、 進達事務、児童扶養手当情報の照会業務を行う。 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。(*1) ・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。(*1) (*1)サービス検索・電子申請機能を導入する場合 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②支給要件に必要な各種情報の照会 ③児童情報、受給者情報、扶養義務者情報の照会 ④転入前の児童扶養手当台帳情報照会 ⑤進達事務 ⑥児童扶養手当情報の照会 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステム に接続して特定個人情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	児童扶養手当システム 統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能※ ※申請管理システムを含む
2. 特定個人情報ファイル	名 名
(1)児童情報ファイル(2)受給者情報ファイル(3)所得情報ファイル(4)支払情報ファイル(5)宛名情報ファイル	

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

番号法第9条第1項、別表第一の37項

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第29条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	及び
②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の第57項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号で定める事務及び情報を定める命令」第31条	号の利用等に関する法律別表第二の主務省令
	(別表第二における情報提供の根拠)	

|(別表第二における情報提供の根拠) |別表第二の第13項、第16項、第26項、第30項、第47項、第64項、第65項、第87項、第116項 |「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令」第10条の3、第12条、第19条、第31条、第35条、第36条、 第44条、第59条の2

<選択肢> 1) 実施する

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども部 こども課
②所属長の役職名	こども課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

こども部 こども課 請求先

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

こども部 こども課 連絡先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	15年6月23日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和5年6月23日 時点						
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果		
	基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	画書の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価値	-	重点項目評	2) 基础 3) 基础	楚項目評価書 楚項目評価書及ひ 楚項目評価書及ひ	
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	₹肢> こ力を入れている }である 員が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付 けが行われるリスクへの対策 は十分か	[十分である]	2) 十分	₹肢> こ力を入れている ₹である 頁が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特	手に力を入れている]	2) 十分	₹肢> こ力を入れている ♪である 夏が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	₹肢> こ力を入れている }である 員が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や	情報提供ネットワー	クシステム]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	₹肢> こ力を入れている ♪である 頁が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない	(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分3) 課是	こ力を入れている うである 頁が残されている	
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	く選択 1) 特に 2) 十タ	₹肢> こ力を入れている ♪である 亙が残されている	
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十分	₹肢> こ力を入れている ♪である 頁が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監	
9. 従業者に対する教育・程	李発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	2) 十分	₹肢> こ力を入れて行っ [・] うに行っている うに行っていない	ている

変更箇所

	* I				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月3日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月4日時点	令和4年10月3日時点	事後	
令和4年10月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月4日時点	令和4年10月3日時点	事後	
令和5年2月6日	I 関連情報 1. ②事務の概 要	(*1)子育てワンストップサービスを導入する場合	(*1)サービス検索・電子申請機能を導入する場合	事前	
令和5年2月6日	I 関連情報 1. ③システム の名称	サービス検索・電子申請機能(マイナポータル) ※子育てワンストップサービスを導入する場合	サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年6月23日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和4年11月7日 時点	令和5年6月23日 時点		
令和5年6月23日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和4年11月7日 時点	令和5年6月23日 時点		